

【公開用】第10回 亶理町入札監視委員会 会議録

1 開催日時 令和4年7月20日（水）午後1時30分から16時00分まで

2 開催場所 亶理町役場 2階大会議室

3 出席者

（1）亶理町入札監視委員会委員

委員長 佐藤 英世（大学院教授）

委員 真田 昌行（弁護士）

委員 奥村 誠（大学院教授）

委員 高橋雄一郎（公認会計士）

委員 阿部 純子（税理士）

（2）説明員

総務課課長、安全推進班長

都市建設課長、建築宅地班長、同副班長

上下水道課長、施設班長、同副班長

（3）事務局

財政課課長、管財班長、同主事2名

4 開催内容

（1）開会の挨拶（亶理町入札監視委員会委員長）

（2）報告

①入札及び契約手続きの運用状況等について（財政課長）

（3）審査（令和3年度下半期入札案件の中から、真田委員が5件を抽出）

①令和3年度 亶理町立荒浜中学校災害復旧工事【都市建設課】

②令和3年度 吉田保育所仮園舎改修工事【都市建設課】

③令和3年度 亶理第5-1号污水枝線外舗装復旧工事【上下水道課】

④令和3年度 荒浜雨水ポンプ場機械設備点検整備業務委託【上下水道課】

⑤令和3年度 防災備蓄品購入事業【総務課】

入札監視委員のみで審議案件について協議 ⇒ 意見具申なし

（4）次回抽出者の確認

（5）その他

（6）閉会（次回開催：令和5年2月頃、対象範囲：令和4年度上半期）

5 主な指摘事項等

（1）最適な入札時期と対象地域を選択し、競争性を確保すること。

（2）機械等の物品購入において本体購入と保守を念頭において入札を執行すること。

以下、議事録

事務局 それでは皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。

続きまして、本日配付させていただきました資料についてご説明させていただきます。右上に記載しております[資料 1]は次第 2 の入札及び契約手続きの運用状況等の報告で使用する資料となっております。[資料 2]の抽出事案等説明書につきましては次第 3 の審査で使用する資料でございます。[資料 3]は今回の審査対象であります令和 3 年度下半期の入札分の審議案件抽出用の資料でございます。今回の 5 件の事案は真田委員に抽出していただきました。各抽出案件の説明委員として各課の担当者が出席しております。

開会の前に亘理町入札監視委員会条例第 5 条第 2 項の定めにより、会議成立の要件である委員の過半数が出席しているため会議の成立を確認いたしましたので報告いたします。それでは第 10 回亘理町入札監視委員会を開会いたします。

(1. 開会の挨拶)

事務局 開会にあたりまして佐藤委員長よりご挨拶をいただきます。

～ 佐藤委員長より挨拶 ～

委員会 本日はお集まりいただきましてありがとうございます。本日は 5 件の案件について審議させていただくことになっております。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

(2. 報告 ①入札及び契約手続きの運用状況等について)

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 2 の報告に移ります。入札及び契約手続きの運用状況等について財政課長より報告いたします。

～ 財政課長から入札及び契約手続きの運用状況等について報告 ～

事務局 皆様、お疲れさまでございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本町の入札制度改革のほうにご尽力をいただいておりますこと、また、大変お忙しい中、本日ご出席いただきましたことをまずもって御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

では、私のほうから、本日の審査に先立ちまして、これまでの入札及び契約の状況等についてご報告申し上げます。着座の上、報告させていただきます。

それでは、資料 1 の「入札及び契約手続きの運用状況等について」、こちらのほうをご覧願いたいと思います。

これまでも委員会の都度ご説明させていただいておりますので、重複する部分、こういったものもあると思いますが、改めましてご説明させていただきたいと思います。

初めに、1 の入札の制度改革の概要についてになります。

平成 28 年 12 月に亘理町入札制度改革実施計画、こちらを策定いたしまして、皆様にご尽力いただいておりますこの入札監視委員会、こちらを含めまして、一連の入札制度改革にこれまで取り組んできたところでございます。

では、2 の入札制度改革の実施状況についてご説明させていただきたいと思います。入札制度改革につきましては、平成 28 年度以降、様々な取組を実施してきておりまして、(1) から (6) まで様々なございますが、主なものについてご説明させていただきます。

まず、(1) の平成 28 年度の取組といたしましては、チェック体制の強化や入札に際し入札実施手順書を作成いたしました。そして、それまで事後公表としていた予定価格を透明性の確保の観点から入札前に公表することといたしました。また、不落随意契約を行う

場合の基準を明確に定めております。

続いて、(2)の平成29年度取組といたしましては、5,000万円以上としていた一般競争入札の対象案件の設計価格を1,000万円以上のものといたしまして、一般競争入札の枠を拡大しております。次に、建設工事等指名競争入札参加指名基準を定めまして、指名競争入札とする場合は、金額に応じまして何者以上を必ず指名するといった基準を設けております。また、先ほども触れさせていただきましたが、この亘理町入札監視委員会を設置したほか、条件付一般競争入札における1者入札の場合の取扱いを定め、5,000万円以上の工事案件については、入札参加業者が1者のみの場合は競争性が薄れるということで入札を取りやめるといったことなどを実施しております。

続きまして、(3)の平成30年度になりますが、条件付一般競争入札において地域要件等の基準を設定したほか、確実な積算を促すため、公告期間を拡大し、業者の見積期間を長く取るといったことなどを行っております。

続いて、(4)の令和元年度取組といたしましては、国交省のほうから基準価格の見直し要請に基づき、建設工事における最低制限価格の改定を実施したところです。

次に、(5)の令和3年度取組になりますが、総合評価方式再開に向けて、東北地方整備局の職員を招き職員を対象とした研修会を実施したほか、落札者決定基準の決定など、総合評価落札方式の再開に向けて取り組んだところです。

最後に、(6)の令和4年度になりますが、ただいまお話しいたしました総合評価落札方式について、4月以降再開し、取り組んでいるところでございます。

以上がこれまでの入札制度改革取組の主なものとなっております。

次に、3番の指摘事項及びその対応となります。

このページの下段から次のページにかけて、本委員会におきましてこれまで委員の皆様からご意見、ご指摘をいただいたものについて、内容及びその対応状況を掲載しております。こちらの取組につきましても、ただいまご説明してきたこれまでの入札制度改革と同様に、重要な入札制度改革として実施してきているところでございます。

それでは、(1)の令和元年度につきましましては、入札辞退届の理由の中で「その他」としていたものを「他の理由」とする記載方法に変更することで、辞退理由がさらに明確化するように様式を変更しております。

続いて、資料の2ページにお進みいただきまして、そのほか、発注時期の調整及び設定の仕方の検討として、発注時期、完成時期、工事内容等の確認によりまして、同種の工事が同時期に重ならないよう、可能な限り分散させることといたしました。そのほか、本委員会の開催に当たっては抽出担当委員の日程を最優先として開催するものとしたことや、予定価格と落札金額が乖離している案件が散見されることから、その対応として見積業者の数を増やすなど、予定価格の積算の精度を上げるということを実施しております。また、入札の競争性の確保の検討ということで、随意契約の固定化とならないよう、発注業務の見直し、他の履行可能な業者を模索するなど、できる限り競争入札で実施するよう努めることとし、現在取り組んでいるところでございます。

次に、(2)の令和2年度につきましましては、まず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、本来であれば年2回としている委員会の開催が年1回だけになってしまったことから、条例に基づき年2回開催すること、そして審議対象期間に空白が生じてしまったことについて、改めてこの委員会の設置目的、そして意義を再認識いたしまして、審議対象期間に空白が生じないよう取り組むことといたしました。次に、低入札における救済制度の導入を検討することということで、東日本大震災後、中止していた入札における総合評価方式の再開について検討を始めたところです。この総合評価方式の再開に併せて、低入札価格調査制度の導入を行うこととしております。また、辞退理由の集計のみならず、その結果を入札事務に反映させることにつきましましては、これまでも発注時期や見積期間などに配慮しまして辞退ができるだけ発生しないよう取り組んできたところではございますが、改めて辞退の傾向を見極めながら競争性の確保に取り組んでいるところでございます。

最後に、(3)の令和3年度の状況になりますが、1つ目といたしまして、予定価格と入札価格の乖離が生じないように予定価格を設定することについてですが、予定価格と入札価格の乖離につきましては、主に委託と物品・役務の関係で散見されているもので、こちらのほうを全くなくすることは難しいこととは思われますけれども、参考見積りを徴収する業者の数を増やすなど、市場価格の把握に努め、適正な積算及び予定価格の設定に取り組んでいるところです。

続いて、2つ目といたしまして、低入札における失格基準について検討することについてになりますが、この件につきましては、先ほども触れましたとおり、低入札における救済制度の導入を検討することといたしまして令和2年度にもご意見をいただいておりますが、令和4年度から、今年度からですね、総合評価方式の運用と併せて低入札価格調査制度を導入し、一定の範囲内の入札価格においては履行能力調査を行い、適正であることが確認できれば応札が認められるように制度の見直しを行ったところでございます。

3つ目の発注の適切な時期を見据えて入札を執行することにつきましては、令和元年度にも発注時期に関連する指摘を受けておりまして、そういったことも勘案してきているところではございますが、入札の執行に当たり、施工箇所の時期的な条件を鑑みて適切な時期での発注に努めることとしてございます。引き続き、発注時期につきましては注意してまいりたいと考えているところでございます。

続いて、3ページに移りまして、丸の2つ目になります。委託、物品・役務等の業務について一定金額以上で一般競争入札を採用することを検討することにつきましては、現在その基準づくりに取り組んでいるところでございます。

以上が、3の指摘事項及びその対応ということになります。

では、続きまして、4ページのほうをご覧願いたいと思います。4ページにつきましては、4の入札の執行状況ということでご説明いたしたいと思いますが、令和元年度からの入札執行状況を表としてまとめてございます。工事、委託といった区分ごとの件数及び落札率をまとめております。

ご覧のとおり、令和2年度と令和3年度を比較してみますと、入札件数につきましては、令和2年度が復興期間の最終年度ということもございまして、令和3年度と比べると、令和3年度は件数は減少している形となっております。一方、落札率につきましては、加重平均で比較してみますと、工事、委託ともに令和3年度は令和2年度より下がっておりますが、物品・役務を含めた全体で比較いたしますと4ポイントほど前年度より落札率が上昇している状況となっております。こちらにつきましては、令和2年度において、物品・役務において小中学校のGIGAスクール構想に基づく教師、児童生徒のタブレット購入のほか校務用のパソコン整備など複数の事業の入札において、予定価格が大きかったにもかかわらず落札率が低かったことから、令和2年度の合計値を押し下げているものと想定しております。

なお、令和3年度の不調件数については3件ということで、令和元年度、令和2年度とほぼ同数の結果となっております。入札不調の件数の少なさからも、予定価格の積算について適切に行われていることが見てとれるかと思えます。

続きまして、次の5ページをご覧願いたいと思います。こちらは令和2年度と令和3年度の落札率の一覧になりますが、令和2年度、3年度の落札率を工事、委託、物品・役務、こちらの区分ごとに、一般競争入札、指名競争入札、そして随意契約、さらには町内業者、町外業者と細分化して落札率を算出した表になりますので、こちらにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

では、続きまして、次の6ページをご覧願いたいと思います。こちらは令和3年度の下半期の入札における入札辞退の理由をまとめた表となっております。全体の集計表のほか、工事、物品・役務の個別の区分ごとの表についても添付してございます。なお、今回につきましては、委託の辞退はなかったということで、工事と物品・役務の2つの区分ということになっております。

令和3年度の下半期における辞退につきましては、次の7ページの全体の表の合計の欄をご覧いただきたいと思いますが、下半期で74件の入札があったわけですが、そのうちの44件の入札で累計101者の辞退がございました。

44件の入札件数のうち、工事案件が29件、物品・役務が15件ということで、辞退があった入札の3分の2を工事の入札が占めている状況で、上半期の入札辞退の状況については工事が約半分程度だったことを考えますと、下半期では工事関係の辞退が多い結果となっております。こちらのほうの明確な理由についてはちょっと分かりかねるところはあるんですが、表を見てみますと、昨年の2月、3月に発生した福島県沖地震を震源とする地震に関連する工事など、災害復旧に関連するものが辞退が多かったように見受けられます。

そして、辞退理由として多いのが4番の当該事業者に対応する技術者または作業員の確保が困難なためというものが32件、次に5番の予定価格の範囲内での入札が困難ということが20件、続いて6番の現在手持ちの業務により新規の対応が困難なためということが16件ということで、こちらの3つの辞退理由だけで全体の7割近くを、辞退理由を占めているという形になってございます。

また、分類別に見ても、8ページ、9ページの工事関係につきましては、辞退理由として、今お話しした4番、5番、6番の3つがそのほとんど、9割以上を占めておりまして、業者にとってもこの2月、3月に発生した地震の影響が関係しているのではないかと推測しているところでございます。

次に、10ページの物品・役務の傾向といたしましては、辞退理由は比較的分散しておりまして、業者登録がありまして指名はしたものの、指名された業者が発注された内容を確認すると、履行できない、または対応できないといった傾向が見られております。

同じ下半期ということで、これまで委員会のほうでご報告させていただいております令和2年度下半期の辞退状況と比較いたしますと、令和2年度下半期につきましては、全体で39件の入札において112件の入札辞退が発生しておりましたので、令和3年度下半期については、令和2年度下半期と比べますと入札辞退件数で11件、約1割程度減少しております。特に分類別では、物品・役務の入札において減少しているところでございます。

先ほども若干触れさせていただきましたが、これまでも委員会のほうにおいて委員の皆様からなるべく辞退者が出ないようにというご指摘を受けておりまして、発注時期、または工期、工種を見直ししまして、できるだけ同時期に発注しないなど取り組むとともに、参考見積りを徴収する場合は見積業者数を増やすなど取り組んできた経緯もある中、辞退件数については減少している状況です。

そして、一般競争入札と違いまして、指名競争入札につきましては、発注者側が一方的に業者に指名しているものなので、相手方の事業者の都合等、こういったこともございますので、辞退自体をなくすことは非常に難しいことだと思いますが、できるだけ辞退については発生しないよう今後も取り組んでまいりたいと考えているところです。

こちらの表につきましても、後ほど詳しくご覧いただければと思います。

最後になりますが、今後におきましても、委員の皆様の意見を反映させ、より入札制度改革を進めていきたいと考えてございますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

私からは以上となります。

事務局 ただいまの報告に関しまして質問はございますか。

委員会 確認させていただきたいのですが、資料1の1ページの2のところになりますが、入札制度改革に記載されております令和4年度の取り組みとして総合評価方式を再開したということが記載されておりますけれども、これは金額というのは国の基準に倣って設定されているのかどうか。あるいは宮城県等を参考に実施しているのかということについて教え

て頂きたい。

事務局 こちらの総合評価方式の再開については、まず対象工事の設定金額が 5,000 万円以上の建設工事を対象としております。その中でも特に価格と価格以外の評価を行い、落札者を決定することがふさわしい工事が対象の要件となっております。国の基準に倣っているわけではなく町独自で設定しております。

委員会 記憶が定かではないですが、国や県の基準からしても 5,000 万円は低いと思われるが。

事務局 宮城県については 5,000 万円より低い金額で運用しております。

委員会 わかりました。

委員会 総合評価方式を対象工事としてふさわしい工事とはどのような要件を基準としているのか。

事務局 基本的には、5,000 万円以上の工事については、高度な技術や規模が大きい工事といった観点から、全て適用させる方針で現在、運用しております。ただし、災害復旧や緊急性を要する工事や特殊性が高い工事につきましては町の指名委員会において、その工事が総合評価の対象としてふさわしいかどうかを判断した上で、選定している状況です。

事務局 それでは次第 3 の審査、次第 4 の次回抽出者の確認につきましては佐藤委員長に進行をお願いしたいと思います。それでは佐藤委員長お願いいたします。

(3. 審査)

委員会 それでは早速、審査に入らせていただきたいと思います。今回の抽出議案は真田委員に抽出していただきましたので、抽出理由について抽出委員の方からご説明をお願いします。

委員会 抽出理由につきましては、今日提出されている案件抽出方針という書面に記載のとおりでございまして、指名競争入札から 2 件、工事と役務、それと一般競争入札から建築 1 件と舗装、あと随意契約というような形で選んでおります。以上でございます。

委員会 どうもありがとうございます。そうしましたら、抽出案件の 1 件目、令和 3 年度亘理町立荒浜中学校災害復旧工事、これについての審議の前に、まず、事務局のほうから事案の説明をお願いしたいと思います。

① 令和 3 年度 亘理町立荒浜中学校災害復旧工事

入 札 方 式 : 指名競争入札（予定価格 事前公表）

種 別 : 建築一式工事

入 札 通 知 : 令和 3 年 9 月 28 日

入 札 開 札 : 令和 3 年 10 月 8 日

入 札 参 加 業 者 数 : 6 者（うち辞退業者 5 者）

予 定 価 格（税込） : 1,405,800 円

契 約 金 額（税込） : 1,405,800 円（落札率：100.00%）

- 事務局 こちらの抽出事案1件目の案件につきましては、件名が令和3年度亘理町立荒浜中学校災害復旧工事となります。入札方式につきましては指名競争入札、予定価格につきましては事前公表をしております。「亘理町建設工事請負契約に係る予定価格事前公表取扱要綱」第2条の規定によるものでございます。業種につきましては建築一式工事、場所につきましては亘理町荒浜字東木倉70-1。
- 概要でございますが、校舎・外構災害復旧、令和3年度2月13日福島県沖地震（震度6弱）被害でございます。平成26年建設（6年経過）鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積2,679㎡。外壁復旧、東面、避難階段接続部、南面、放送室・配膳室前、北面、配膳室前エポキシ樹脂モルタル充填、A=2.8㎡。内壁復旧、校長室石膏ボード及びクロス貼替、A=1.8㎡、外構復旧、屋内運動場下ピロティ廻りインターロッキング復旧、A=79.3㎡。
- 入札参加資格につきましては、亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、建築一式工事の参加資格認定を受けていることとでございます。続いて、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、同種の工事施工実績のある業者を選定しております。「亘理町建設工事等執行規則」第8条の規定により、亘理町入札参加者名簿に登載されている者の中から建築一式工事の参加資格認定を受けている者を指名するものでございます。続いて、指名基準、こちらにつきましては、「亘理町指名競争入札参加者指名基準」第5条の規定による当該入札に必要な指名業者数が5者以上としております。対象金額が、設計金額1,000万円未満を対象としております。続いて、指名業者数につきましては6者、入札者数につきましては1者、辞退者数5者。最低制限価格、「亘理町財務規則」第100条の規定により最低制限価格を設定しております。予定価格が税込み140万5,800円、契約金額が税込み140万5,800円、落札率が100%でございます。
- 委員会 ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見等ございましたら、お願いいたします。
- 委員会 6者指名5者辞退という結果ですが、辞退理由をみたところ、予定価格以内での入札が困難という業者が4者、技術者を配置することが困難という理由が1者。6者指名して1者のみの応札だった結果について、どのような理由と考えられますでしょうか。
- 説明員 今回のこの案件でございますけれども、先ほど財政課長のほうからお話ありまして、亘理町のほうで地震があつて、建築工事についても町内外ですね、建設業界のほうで忙しい時期の年だったというのがまず1つと、あと、工事の内容でございますけれども、金額が140万ぐらいの請負金額になってございますけれども、その140万の中でも工種について外壁、内壁、外構といったような工種が、小さい面積ですけれども工種が多いような状況の工事となっておりますので、手間もかかるというような内容であったと思います。そういうのに関して、もうけが薄いというところもありますでしょうし、忙しいというものもあるでしょうし、ちょっと複数の要件が重なったものではないかなというような判断をしてございます。
- 委員会 この予定価格の設定というのはどういうふうにしたのでしょうか。
- 説明員 予定価格の設定でございますけれども、通常どおり設計書、国交省の設計の仕方のとおりやりまして、ほぼほぼ県の単価を使ったり刊行物を使ったりということで、さほど見積りの単価を使ったようなものはほとんどございませんで、県の単価でやっている内容ですので、通常、特別変わったような設計ではないと考えております。
- 委員会 特別低い設定金額ではなかったということなんですかね。それでもこの金額では入札できないということで辞退者が多かったということなんですかね。

説明員 そのとおりです。

委員会 分かりました。ちょっとついでお聞きしたいんですけども、このNo.2 じゃなくて、No.1、その上の工事なんですけど、この工事も災害復旧工事なんですけども、この場合、6 者に指名で3 者辞退で3 者応札なんですけども、これも 100%で落札になっているんですけど、こういう場合、3 者とも恐らくこれはその金額で入れたんだと思うんですけども、こういう場合はどうやって決めるんですか、この落札者は。

事務局 まず、こちらの入札につきましては6 者指名して3 者辞退、3 者応札というような形だったんですけども、先ほど委員がおっしゃったように予定価格と同額の入札が3 件ございました。それに伴ってその同額の入札についての決定方法なんですけども、一応自治法の規定で、同額入札の場合につきましてはくじ引きで決定するような仕組みを取っておりまして、今回の入札におきましても、同額入札での応札のため、くじ引きで落札者を決定するような形を取っております。

委員会 そのほかございませんか。ないようでしたら、私のほうから。まず、ここのところの亘理町の建設工事等執行規則8 条の規定というのが載っておりますし、それから、指名競争入札……、その下の欄、指名基準ですね、ここのところの5 条の規定が載っているわけで、2 つの規定が載っていますし、さらには、欄でいうと最低制限価格のところ、亘理町財務規則第100 条の規定によりというふうになっているわけなんですけども、こういう場合に、最初のほうに我々がもらった資料といいますか規定集のようなやつですかね、あれには全部載っているんですかね。

事務局 基本的にはお配りしております資料に、こちらの内容につきましては全部記載されているような形になっておりますので。

委員会 そうすると、それを持ってこないといけないということになるんですかね。毎回ここに来るときは持ってこないといけないのかなというふうにちょっと思いました。というのは、私も、いろんな入札監視委員会とか、それから情報公開とか個人情報保護関係とか、そういう審議会に出るんですけども、宮城県とか、そういうところの場合は、規定集、それぞれに配りますね。それについては結構分厚くなりますので、それは置いて帰って、また次の会合のときにそれを見れるように配慮してくださっているんですね。お手間をかけることになってしまいますけれども、やはりどうしても年に2 回しかないのも、規定自体はやっぱり頭の中に全て入るなんていうのはちょっと無理なことなので、ご面倒なことは承知の上で、規定については、毎回、例えばこれ、今回のこれに全部載っているということであれば、佐藤だったら佐藤というふうに私の名前書きますので、それぞれの名前を書いてこちらに預かっていてもらって、この入札監視委員会ときはその都度チェックできるようにしていただくと助かるなというふうに思いました。その点、皆さん、委員の方、どのようにお考えでしょうか。そういうことでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それがまず1 つお願いなんですけれども、この指名競争入札で金額もあんまり高くない件ですので、辞退者が多い可能性はやっぱりあるかなというふうにも思います。ましてや地震の問題もありましたので、そういうことも十分考えられるかなというふうにも思うんですけども、ただ、とりわけ指名基準のところなんですけれども、指名業者数が5 者以上ということなんですけれども、いつも問題になるのは、指名競争入札なんかのときにこの何者以上ということだけではなくて、もう一つ、地域というか区域ですよ。すなわち町内にするのか、あるいは宮城県、ほかの宮城県内の市町村も入れるのかとかという、あるいはそういう地域の制限をかけないでやるというのも、金額が高かったり技術性の高いものについてはあると思うんですよ。それで、今回のこの第1 の案件についてなんですけれども、

これは町内という、地域的に町内の5者ということなんですかね。

事務局 本件につきましては、町内の業者で全て指名しているような形となっております。

委員会 それは、指名委員会のほうでそういうふうに決めたんですよね。ですので、我々がそれについてとやかく言うことができるのかという、そもそも論としてそういうことができるかできないかについては問題なのかなというふうに思うんですけども、やはり指名競争入札をするという観点からすると、見方によっては町内に限ったために結果的に辞退を招く結果になったのではないかというようにも考えられるということですね。その辺は、こういうふうに辞退者がすごく多いような場合、それで結果的に100%の落札率になっていることですから、そうだとすると、額は低いとはいえ、この入札監視委員会の役割、仕事としては、やはりなるべく公正な形で入札というものが行われるということが最大の関心事でもあり重要なポイントでもあるということですよ。その辺は何かやっぱり対策とかというようなことは、あまり町のほうでは問題にならないんですかね。それとも、もう一つは、この指名基準があるがためにそうせざるを得なかった、例えば金額とかでそういうことになっているので結果的にこうなってしまったということなんでしょうか。ちょっと今、規定を見ている暇がないので教えていただければと思います。

事務局 それでは、ただいまの件ですけれども、まず工事案件につきましては、委員長もご存じのとおり、まず1,000万円以上については、その地域といいますかエリア関係なく一般競争入札という形で、どこの市町村であっても参加できるような、条件付にはなりますけれども、行っているところです。それで、今現在お話ししているのが1,000万円未満の場合ですね、工事については5者以上を指名するという基準を設けておりまして、それに基づいて今回6者を、町内ですけれども6者を指名したということになってございます。震災以降、あとはこの入札改革に取り組んでから、実際のところ、町内業者だけじゃなくて、指名する際に町外業者も指名していた時期もあるんですけども、現実的には、約8割9割が全て辞退、町外の方についてはしてくるということもございまして、最終的に現在は町内の業者だけを指名している形になってございます。ですから、町外に枠を広げてもいいんですけども、現実的には参加してこないというのが現状ということになります。

委員会 そういう実態があるのでこういう形になったということですけども、ただ、地震等があったためにということだそうで、結果的にこういうふうになったということですけども、地震の場合でも、結構、地域性ってありますよね。隣町のほうはあんまりそんな大した被害が出ていないのに、自分のところはすごい被害が出たとかっていう、結局は地層の関係とか、いろんな要素があって、そういうことというのはあり得るといえるのか、今まで我々も何度も経験してきていることだと思うんですよ。そうだとすると、例えば、コスト的に見て県内全部とかというのは無理だとしても、例えば、前にもあったと思うんですけども、仙南地方の市町村を対象としてやったりというのもありますよね、やり方としてはね。だから、何かそういうことも考えていただくようにしたら、少しでも改善できないのかなというふうに思います。どの区域にするのかということについては非常に判断が難しい点だとは思いますが、ただ、発想として、そういうふうに町内に限らず周辺の市町村も入れて、そしてやるというようなことがあってもいいのかなというふうに思います。それは感想で、今後、そういうこともちょっと検討していただければというふうに思います。もう1点ありました。最低制限価格は書かないんでしたっけね、資料のほうに。

事務局 すみません。最低制限価格につきましては、亘理町のほうにつきましては非公表の取扱いをしておりましたので、こちらにつきましても最低制限価格については記載はしてありません。

委員会 もちろん対外的にはそうだと思うんですけども、ここは入札監視委員会なので、一応、何かそれを書いて支障があるかなと。我々のほうにも守秘義務がありますから、この業務をしている以上ですね。それを考えると、そういうのも何か一つのやっぱり、職員の方には本当にお手間をおかけすることになると思うんですけども、実は、やっぱり我々の立場からすると、なるべく情報は多いほうがいろんなものが見えてくるという側面があるんですね。それを考えると、対外的に私、公表ということは全く考えていなくて、この審議の場では教えていただいてもいいのかなという思いです。

事務局 口頭でこの会議の場で報告させてもらう形でもよろしいでしょうか。

委員会 いいですよ。そうしていただければ。

事務局 荒浜中学校災害復旧工事の最低制限価格につきましては、●,●●●,●●●円です

委員会 分かりました。どうもありがとうございます。今のところは、それについて一応聞いておきたい、どのぐらいのものなのかということを確認させていただきたいと思います。私のほうからは以上です。そのほか、委員の皆さんから何か。よろしいでしょうか。そうしましたら、次に2件目のほうになりますけれども、令和3年度吉田保育所仮園舎改修工事ですね。資料2の4ページということですが、この件について事務局のほうからご説明をお願いします。

② 令和3年度 吉田保育所仮園舎改修工事

入 札 方 式 : 一般競争入札（予定価格 事前公表）
種 別 : 建築一式工事
入 札 公 告 : 令和3年9月9日
入 札 開 札 : 令和3年10月1日
入 札 参 加 業 者 数 : 2者（うち辞退業者1者）
予 定 価 格（税込） : 16,013,800 円
契 約 金 額（税込） : 15,807,000 円（落札率：98.71%）

事務局 それでは2件目の案件について説明いたします。件名が「令和3年度 吉田保育所仮園舎改修工事」。予定価格が事前公表。業種は建築一式工事。場所が亘理町吉田字宮前40。概要といたしましては外壁改修工事 木製外壁材撤去・セメント系外壁材張り t16mm A=209㎡、塗装改修工事 外部 木製ルーバー 木材保護塗料塗り A=111㎡、内部 床フローリング ウレタン樹脂7A塗装 A=314㎡、建具改修工事 アルミ製両引分扉新設 W4.4m×H2.2m 1箇所、構内駐車場舗装 スロープ部：アスファルト舗装 舗装5cm 路盤20cm A=119㎡、平場部：アスファルト舗装表層打替 厚5cm A=163㎡となります。入札参加資格につきましては亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、建築一式工事の参加資格認定を受けていることになります。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては主な点のみ説明いたします。令和3・4年度亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：建築一式工事）に登載されている者であること。宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について建設業の許可を受けている者であること。建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、建築一式工事について総合評定値（P）が、700点以上の者であることです。入札参加業者数につきましては2者、入札者数1者、辞退者数1者でございます。最低制限価格につきましては設定あり。予定価格は税込16,013,800円、契約金額が税込15,807,000円、落札率が98.71%でございます。

委員会 それでは、委員の皆様、この案件についてご意見はございますか。

委員会 本件に関しましては、一般競争入札で保育所の改修工事ということで、通常の一般的な建設工事だと思いますが、2者応札というか入札したわけですが、1者については辞退ということで、結果的に1者入札になってしまった。その辺の原因というか理由についてはどのように考えておられるのか。

説明員 この結果につきまして、先ほどの工事と似ているような部分もございますけれども、それとプラス、時期的にも入札時期が10月の頭という形で似通った日にちになっております。これは一般競争入札となりますので閲覧期間が長く設けられておりまして、閲覧時期が9月の頭から閲覧期間となっております、その間に積算した上で、価格が予定価格の金額にならないような単価になったということも理由となっておりますが、やっぱりどうしても災害復旧工事というのは、学校関係ですと国のほうからの災害査定が8月ぐらいにありまして、ほかの市町村も同じぐらいの時期に災害査定があつて予算取りをして工事の執行という形になっておりますので、ほかの市町村の事業者さん、工事業者さんのほうでも下請の取り合いになっている部分があつたのではないかと。それによって価格の変動というかつり上げというか、そういうものがあつたのではないかとというような推測もできますので、それで単価が上がって入札金額に満たないというか、入札できないような金額になってしまったというような判断ではないのかなという見解でございます。

委員会 今のお話、時期的な点が大きかったように聞きましたけれども、時期をずらすとか、そういう方策というのはなかなか難しいでしょうか、学校関係の改修工事というのは。

説明員 この吉田保育所仮園舎という建物自体は、この工事のときにはまだ中に入っている子供たちはおりませんで、年度明け前から準備をするような形になりますけれども、4月から新しい中に入る園児等ですね、あの施設を使う人たちが4月から使うということで、こちらの工期が1月末となっております、2月、3月で給食の機器とか、そういう新しく働く先生とかの準備をしたいということで、できれば2月前には使わせていただきたいというようなお話がありましたので、工期がちょっと後ろに延ばせるような状況ではありませんでしたので、この工期の設定でさせていただいております。

委員会 確認ですけれども、この予定価格の設定に関しては、先ほどの件もそうですけれども、国交省の適正基準を基にしているということで、ほかと比べて低いわけではないというふうに聞いてよろしいですか。

説明員 そのとおりです。

委員会 やはり時期的な、地震があつたり、あと学校関係で予算が出るのが8月以降とかという、そういうような時期的な問題だというふうに捉えているということですね。分かりました。

委員会 この件に関しては仙台市以下に本店を有する事業者となっていて、3番目のやつは本店または支店を有する事業者となっているんですけれども、これは何か基準があつて、この支店とか営業所を入れるかどうかというのはどういう基準になっておりますか。

説明員 指名委員会にかける前の話にはなりまして、指名委員会にかけてから本決まりになるものですから以前の話ではないとは思いますが、順番的に、結局不調だった場合、次のエリアを広げるとか、最初は本店で入札をかけて、もしそれで不調だった場合は今度は支店も

含めてエリアを広げるとか、そういう形の段階を踏んでいくようにちょっとつくっておりまして、最初の入札では本店、駄目であれば支店を入れるとかエリアを広げるとかというような段階を踏んでいるための、最初は本店というような形で、この建築工事については指定させていただいたという形でございます。

委員会 3 件目も 1 回で いますよね。3 件目は支店が入っている。

説明員 工事業種といいますか、建築工事、土木工事、あと上下水道工事というような工事別に分けておりまして、建築工事については最初は本店で指名するという形にしております。

説明員 上下水道課ですけれども、3 番目の支店、営業所を入れているということについてなんですが、3 番目につきましては舗装工事なものですから、舗装業者といいますと支店とか営業所を置いているような業者が多いものですから、舗装に関しては最初から支店、営業所を含めて条件設定しています。

委員会 要するに業者数の関係ということですね。

説明員 そのとおりです。

委員会 業者数との関係でという意味では、この今やっている第 2 の案件のほうですね、こちらの方はどうなるのでしょうか。やっぱり本店の事業者というふうに限定せざるを得ないということなんでしょうか。例えば、ここで支店を入れるとかということは、工事の性質上、そうはならないというふうな理解をすべきなんでしょうか。

説明員 業者数につきましては、宮城県の建築一式工事の会社となりますと、仙台も入っておりますので 3 桁は間違いなくあるような業者数になると思います。点数も 700 点以上というような、その会社の点数ですね、それ以上にしていますので、700 点といいますと、点数的にも低い、物すごく低くはないですけれども低いほうにはなると思いますので、この業者数はかなりの業者数でございますので、支店まで入れる必要なく入札参加していただけるんじゃないかなというような考えがございましたので、本店というだけで指名させていただいております。もちろん支店となると、東京に本店があつて仙台の支店とかとなりますと 3 桁どころじゃなくなるかもしれないですけれども、物すごい数があり過ぎて、大手も入ってくるような、別に入ってきてもいいのですけれども、そういうような件数になるので、そこまで最初の段階では広げなくてもいいという考えでやっております。

委員会 今回のこういうふうに、この第 2 の案件について見てみて、こういうことが起きているということからすると、結局、本店に限定したことが、予想したことではなかったけれども、結果的にちょっと裏目に出たといいますか、業者数が少ないということを見ますとね。そうすると、やっぱりこういうのもちょっと一つの経験として、何とかやっぱり次の回というものに反映させていくというようなことをやっていっていただきたいというふうに思います。そうじゃないと、こういうことがまた続く可能性があるということだと思えますね。ですから、そういうふうに、ある意味では宿題なので、ということになるかもしれませんけれども、ぜひ一度検討していただければと思います。

委員会 そうしましたら、3 件目の令和 3 年度亘理第 5-1 号污水枝線外舗装復旧工事について事務局のほうよりご説明をお願いします。

③ 令和 3 年度 亘理第 5 - 1 号污水枝線外舗装復旧工事

入 札 方 式 : 一般競争入札 (予定価格 事前公表)
 種 別 : ほ装工事
 入 札 公 告 : 令和3年11月4日
 入 札 開 札 : 令和3年11月19日
 入札参加業者数 : 3者 (うち辞退業者0者)
 予定価格 (税込) : 25,612,400 円
 契約金額 (税込) : 20,117,790 円 (落札率 : 78.55%)

事務局 それでは、3件目の事案について事務局よりご説明いたします。まず、件名につきましては、令和3年度亘理第5-1号污水枝線外舗装復旧工事でございます。入札方式につきましては一般競争入札、予定価格につきましては事前公表、続いて業種につきましては舗装工事、場所につきましては亘理町吉田字大谷地外地内。概要でございますが、舗装復旧工事、全19か所。表層工、再生密粒度As (20F)、t=5cm、A=2,919㎡。表層工、再生細粒度As (13)、t=3cm、A=11㎡、上層路盤工、再生As安定処理、t=6cm、A=100㎡でございます。入札参加資格につきましては、亘理町入札参加資格者名簿に登録されている者で、舗装工事の参加資格認定を受けていることでございます。続いて、入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、主な点のみ説明させていただきたいと思います。まず、(1) 令和3・4年度亘理町入札参加資格者名簿 (登録部門、舗装工事) に登録されている者であること。続いて、(5) 宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店または支店 (営業所) を有する事業者で、建設業法による舗装工事について建設業の許可を受けている者であること。続いて、(6) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果で、舗装工事について総合評定値 (P) が700点以上の者であることとしております。入札参加業者数につきましては3者、入札者数につきましても3者、辞退者数0。最低制限価格につきましては、「亘理町財務規則」第100条の規定により最低制限価格を設定してございます。予定価格につきましては税込み25,612,400円、契約金額につきましては税込み20,117,790円、落札率は78.55%でございます。

委員会 委員の皆様、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員会 本件は前の2件と違って落札率が低い案件なわけですが、応札も3者ということで、前の2件に比べると多かったと。これは時期的に先ほどの10月と似ていると言えはいる、11月ということですが、業種が違うということなのかもしれませんが、その落札率が低くなった理由というか、この辺をどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。最低制限価格を口頭で教えていただいて、その上で、その辺の理由を教えていただければと思います。

説明員 まず、最低制限価格のほうなんです、税込みで●●●,●●●,●●●円になります。こちらの関係なんです、落札率が低率78.55%となったということなんです、こちらの理由としまして考えられるものが、まず、舗装工事になりますが、施工条件がよかったのではないかと。ということが要因と思われます。こちらの内容としましては一般的な舗装工事になりまして、難易度もそれほど高くない、施工条件もいいというような内容になっておりまして、そういった条件から低率になったのではないかと考えております。あと、施工箇所に関しましては、概要のほうにもありましたが19か所と書いていますが、こちら19か所のうちで点在している箇所もありますが、大半の施工箇所が同地区、こちら亘理町の吉田地区になります、そちらに近接したような形になっておりまして、一貫した施工が可能なため、工事日数の短縮が見込めたものと思われます。そういった条件から、入札に応じた業者

のほうが条件がいいと判断して、低率となったのではないかと考えられます。

委員会 この予定価格の算出方法と、それと1者、低入札というか失格していますけれども、この●●●の入札金額、これも教えていただけますか。

説明員 予定価格になりますが、こちらは今回25,612,400円となっております、こちらは設計の価格となっております。

委員会 国交省の積算基準ではなくて、見積書、業者からの見積りということですか。

説明員 舗装工事に関しましても、国交省、あと宮城県の単価と積算のほうの基準で記載しております。

委員会 分かりました。

説明員 あと、低入札になりました●●●の金額になりますが、こちらは税抜きになりますが●●,●●●,●●●円になります。

委員会 ●●●から50,000円ぐらい低かったということですね。それで、先ほどの低入札の金額については、●●●が入れた金額から40,000円ぐらい低いところで設定されていたということですかね、税込みでね。その辺、非常に微妙だということですかね。分かりました。

委員会 その他ございませんか。

委員会 資料3の5ページを見ると、同時期に農林水産課の方が担当している農道舗装工事とか別の工事が同時期に入札があったのかと思うのですが、こちらは7件の入札があった中で、しかも先ほどのお話だと、今回のこちらの工事は施工条件がよく難易度が低いというお話もありましたけれども、こちらの工事が入札が3件と少なかった理由って何か考えられることがあるのでしょうか。

事務局 すみません、準備していないんですけれども、今回の案件になっているこの5件のほうにつきましても、それぞれの担当課に出てきてもらっていますので内容は把握できるんですけれども、今ご質問があった5ページの農道の舗装工事については担当が別になりますので、その比較というのはちょっとなかなか難しいのかと思います。

委員会 結構、土木工事だと入札数が多いのかなという印象が、建設工事だと少ないのかなというふうに、何かぱっと見、見ているんですけれども、こちらは3件ってやっぱり少ないんだなという印象があったので、何か理由があるのかなということです。

説明員 今回のこちらの案件に関しましては、発注時期が第3四半期になりまして、どちらかというと後半、秋口以降の工事となっております。こちらの工事に関しましては、下水道工事の関係もあるんですが、この工事の内容としまして、前年度、令和2年度の下水道工事、舗装の仮復旧、仮に舗装を復旧した状態のものと、あと令和3年度の前半、上半期の下水道工事の仮復旧をした現場、現地のを、今回の工事の中で本復旧、最終的な舗装の復旧をするという形で工事のほうを進めている内容となっております。こちらのほうに関しましては、第3四半期という形ですので、既に現場代理人等の手持ち工事に配置されている、業者のほうの考えになってしまうんですけれども、もう手持ち工事がある状態になっている、あと当該工事に配置ができる技術者が不足している、そういったような理由が重なって、

入札のほうが3者程度に、3者程度といいますか3者になったと考えられます。

委員会 その他ございませんか。

委員会 最低制限価格というのはどのように決めるものでしたか。これは非公表ですけれども、誰が計算しても同じ数字が出るというようなものという形なんではないでしょうか。

事務局 基本的な根拠となる数字につきましては、誰が計算しても同じ結果になる数字でございます。

委員会 この今回のこの事業に関してですけれども、先ほど委員のほうからも質問ありましたけれども、こちらは結局、地域的にはこの前の案件と同じだけれども、前の案件の場合は本店に限定していたと。本件については支店も入っているということですよね。それで、お尋ねしたいのは、今回3者、応札しているわけですが、この3者が所在する地域、町というのはどこになりますか。

説明員 こちらの3者に関しましては、亘理町内の3者になります。

委員会 やはりその点は非常に気になる場所ですね。前回の案件といい、今回の案件も。しかも今回の案件の場合は支店まで拡大しているにもかかわらず、町内の業者だけがどちらの案件についても応札しているというような状況ですね。それが必ずしも悪いということではないと思うんですけれども、結果的にそうなることというのは、もちろんあり得るわけなんですよね。しかしながら、やっぱり減少が続くということ、今回のようにですね。しかも、指名競争入札とか一般競争入札で競争性がより求められるような事業について、亘理町内の業者だけが結果的に参加しているということになると、やっぱりこの点はちょっと対象地域の問題というのも含めて、あるいは本社、支社の問題も含めて、もうちょっとやっぱり何か、すぐさまいい案があるというわけではないんですけれども、ただ、対象をもうちょっとやっぱり広げたほうがいいのかというような気がいたします。それで、この事業自体、私、あんまり難しい事業だとは思わないんですけれども、そんなことはないですか。今回の事業というのは非常に技術力が求められるとか、特定の会社じゃないとそういうような事業をこなせないとか、そういうような種類の事業でしょうか。

説明員 この舗装工事についてのことでよろしいでしょうか。難しい工事ではないです。ただ、箇所数が何か所かにはまたがっております。

委員会 だからこそ、何かもうちょっといろんな市町村に本店を置いたり支店を置いたりしているところから来て不思議じゃないのかなというふうに思ってしまうんですよね。

説明員 やはり地域的な問題もあったのかなとは思います。例としましては、令和4年度、今年度なんですけれども、同じような工事を発注してまして、14者の応札があって、その中には町外業者の支店、営業所を置いている業者もありましたので、時期的な問題ですとか、そのほかいろいろなことがあったのかな、関係しているのかなとは考えられます。

委員会 分かりました。そうすると、結局これまでも時期の問題というのは非常に重要だという話が何度も出てきているわけですが、恐らくですけれども、まずはその時期的な問題というのはすごく大きいと思うんですね。年度末になればなるほど、それはいろんなところでいろんな工事が行われるというのがまず通常、いいか悪いかは別にして、そういうのが通常のことですので、そうだとすると、より慎重にというよりは計画的に、本当に一定の

競争性を持たせて、そして有益な税金の使い方をするというふうな観点からしますと、やっぱりその点をもう一度时期的な問題ということについては慎重に決定していく必要があるということで一つと、あとは、もう一つ、今回のようにそんなに難しい仕事ではない、しかも仙台市の本店、それから支所を置くところも入っているということになりますと、実は可能性としてはかなりの数の業者がやれる事業だということだと思えるんですね。でも、前回の、その前の案件、第2案件の場合もそうでしたけれども、結局はこちらの思いどおりにはなっていない、結果的に競争性というのがあまり確保されていないということだと思いますよね。ですから、これは一朝一夕にはできないのかもしれないですけども、また、やっぱりその時期の問題を中心としつつも、もうちょっとその対象範囲の問題ですね。あとは、ほかに何か問題はないのかどうかとかということも含めてやっぱり検討していかないと、何か制度の趣旨に合っていない状況が続くことになってしまうという、そういう印象を持たれても仕方がないといえますかね、そういう側面がありますので、その辺をもうちょっと考えていただければというふうに思います。

委員会

これまでのお話ですけれども、多分、1個目と2個目、建築工事ですので、地震が起きると民間の直す工事がそもそもたくさんありますよね。その中で公共の工事を直すということになるから、そもそも仕事が多い状況の中で、こちらからこの仕事をしませんかというのが出てくる。これに対して、舗装工事というのは、別に民間の人が舗装するなんていうことはほとんどありませんから、そうすると、そもそも年度の中で毎年、いろんなところから出てくるものを見ながら、業者がどこを請け負うかということを考えていく。そのときにやっぱり先ほどから出ていましたように、時期が早ければまだ先のことは決まっていないので、このあたりでもいいかなというふうに手を出すけれども、時期が遅くなればなるほどもう決まってしまうていて、わざわざ手を出さないということになっているとすると、これはもう範囲の問題じゃなくて、やっぱり時期の問題がほとんどだと考えたほうがいいと思うんですね。そうすると、先ほどちょっと担当が違うから分からないということだったんですけれども、要は同じ工種の舗装工事の中で、この案件だけが特別参加が少ないとか、あるいは落札率に差があるとかいうようなことがあれば、それはちょっとチェックしたほうがいいと思うんですね。そういう意味でいうと、ほかもそうなんですね。舗装の案件は結構7者とか6者とか応札されているので、どうしてこれだけ3になってしまうのかなというのは、ちょっと感じたところですね。それから、結果として町内になるということが悪いのかどうかということなんですけれども、逆に言えば、仕事が単純であればあるほど、例えば材料を運んだりとか人を雇ってくるというときに遠くから持ってくるだけの経費の差が効いてきますから、そうすると町内のほうが有利になるということは当然起きやすいというふうに思うんですね。だから、結果として町内、だから、競争性がないのかというところとは言い切れないとは思いますが、それも先ほどの話で、同じ工種の中で似たようなものの中でこれだけ特別に差があるかどうかというのはチェックしたほうがいいのかなというふうには感じます。

委員会

そのほかございませんでしょうか。そうしましたら、次に4件目ということですね、令和3年度荒浜雨水ポンプ場機械設備点検整備業務委託について事務局のほうからご説明をお願いします。

④ 令和3年度 荒浜雨水ポンプ場機械設備点検整備業務委託

入札方式： 随意契約（予定価格 事前公表）
種別： 役務の提供 施設管理
指名通知： 令和3年10月7日

入 札 開 札 : 令和3年10月15日
入札参加業者数 : 1者(うち辞退業者0者)
予定価格(税込) : 4,071,100円
契約金額(税込) : 4,070,000円(落札率:99.97%)

事務局 それでは、事務局から4件目の事案について説明させていただきたいと思います。まず、件名が、令和3年度荒浜雨水ポンプ場機械設備点検整備業務委託でございます。入札方式につきましては随意契約、予定価格につきましては事後公表、業種につきましては役務の提供、施設管理でございます。続いて、場所につきましては亘理町荒浜字隈崎180。概要でございますが、機械設備点検及び整備、エンジン動力ポンプ(3号)1台、電気動力ポンプ(5号及び6号)2台、天井クレーン設備1台、3号ポンプ内視鏡カメラ調査1式でございます。入札参加資格につきましては、亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品・役務等の参加資格認定を受けていることでございます。入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、同業種における当該事業の実績のある業者を選定しております。地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号(不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)に該当するものでございます。続いて随意契約理由でございますが本業務委託につきましては、荒浜雨水ポンプ場の機械設備の点検を行うものです。当施設のポンプ本体をはじめとする機械設備については、既存設備設置業者製のものを使用しております。点検整備の実施に当たっては、製品及び現場にも精通している製品製造・納入メーカーでなければ適切なメンテナンスが実施できないため、これまでも既存設備設置業者の関連会社で、製品のメンテナンスを行う会社に随意契約で業務を委託しております。そのため、今年度の業務についても、同様の理由により、同社と随意契約したいと考えております。続いて、入札参加業者数につきましては1者、入札者数につきましても1者、辞退者数0。最低制限価格につきましては設定はございません。予定価格につきましては税込み4,071,100円、契約金額について税込み4,070,000円。落札率99.97%でございます。

委員会 そうしましたら、本件に関して何かご意見等がありましたらお願いいたします。

委員会 本件は随意契約だったものですから、随意契約にする理由がきちんとあるのかどうかというところを確認したかったわけですが、今ここに随意契約にした理由を記載していただいていますので、こういう理由だということで読ませていただきましたけれども、こういう点検業務、●●●製のものだからその関連会社ということなんだとは思いますが、●●●関連でも、例えば別な●●●の修理を行う業者と競争させるというようなことはできないでしょうか。

説明員 こちらのポンプでございますが、この荒浜雨水ポンプ場専用に設計された製品でございます。要は市販されているものと別物で、一から専用で設計されているものになっています。こういったものの交換する部品関係というのは、他社から入手がまずできないという一つの理由があります。それから、特殊なポンプ、かなり大きいものになるのですが、ほかの市町村とかを見ていると、大体納品したメーカーのほうで責任を持ってメンテナンスするような傾向になっているようです。ちなみに、このポンプ1台ですけれども、かなり高価でして、3億します。そういったことから、やっぱり他社のほうで手が出せないということだとは思いますが、必ず関連業者、メーカーのほうで責任を持ちながら点検をしているということだと思います。

委員会 そのポンプ本体を入れるときに、メンテナンスについても随意契約せざるを得ないというようなことを考慮して本体の入札を行うというようなことまではしているのでしょうか。

説明員 設計上は、荒浜地区というところの排水能力に見合ったポンプで設計をしていますので、特殊なポンプになりますから、メーカー側のほうが図面を起こしてつくってくるような形になっていまして、今回は●●●だったということなんですけれども。

委員会 それは一般競争とか指名競争かでやっているわけですか。

説明員 ちょっと、かなり年数がたっているんですけれども、当初は競争入札でやられているかとは思いますが。

委員会 随意契約にするかどうかということに関しては、先ほどの指名委員会において、これは決定しているのでしょうか。

説明員 そのとおりです。

委員会 そのほかございませんでしょうか。

委員会 今のお話と全く同じことですが、イメージとして、普通の一般庶民の感覚からすると、例えばプリンターを買うようなものですね。本体はこの値段ですよ。だけど使っていくには消耗品が必ず要りますよ。この消耗品はうちのものしか使えませんというような、後々ランニングコストが発生するということがほぼ明らかなものを、どちらを買うかということの判断をしないといけないはずだとすると、本体を選ぶときに、標準的にあなたのところではどのぐらいのメンテナンスのコストがかかるのでしょうかとか、あるいは、標準的なそういうメンテナンスのサービスを入れたような契約というのを選択するという方法があってもいいように思うのですけれども、この事例はもう古いという話だから、今から遡ってそういうことはできないと思うのですけれども、しかしながら、今後もしそういう後々のメンテナンスというものも含めたコストがかかってくるようなものについては、その契約の在り方というのは、今までの契約の在り方ではできないのか、あるいはうまくやれば今の趣旨にかなうような契約の仕方というのが現在でもあり得るのか、ちょっとそのあたりを教えていただきたいのですけれども。物として買うじゃなくて、その物プラス、後のサービスというか、そういうものとして契約するということは可能なのでしょうか。

説明員 まず、今の入札につきましては、最低価格というのを入札したところが基本的な落札者という形で入札は実施していると思いますけれども、委員のおっしゃるような将来のメンテナンス的な部分も含めた形での入札が可能かということかと思うのですが、実際そういうのは可能なのですけれども、その以前に、例えばプロポーザルとか、そういう形で比較検討して有利な業者を選ぶということを仮に行うのであれば、そういったことも可能になってくるかと思います。ただその物をつくって入れて、その後のメンテナンスをまた別にといいことだけで考えますと、通常の入札ではそういうことはできないのかなというふうには思います。

委員会 今度、この件について言うならば、特殊なものであって、この業者に頼むしかないというようなことなのだと思いますけれども、仮に最初の段階で別の業者のポンプを入れていたとしたときに多分かかるであろう費用と比べて、これが物すごく高いものでなければいいと思うんですけれども、そのあたりは、何かもともと持っている設備のお値段に比べて、このあたりの保守用の費用というのは何%ぐらいというのは、何か今までの基準というのか、それ

から見てこれはそんなに高くないという範囲なのでしょうか。

説明員 この点検なんです、今回は見積りを使って発注をしているんですが、宮城県のほうに機械設備点検整備業務委託の基準がございます。これで積算しますと 70 万円ほど安価に発注できています。

委員会 今の委員からのご指摘は結構重要なという、これまではそういうこと、そのメンテナンスまでは念頭に置かないというか、あまりそれまで前提にしたような機械の、今回はポンプですね、これの選定については考えてこられなかったというの、それはある意味ではやむを得ないことかもしれませんけれども、しかし、今後のことを考えますと、まさにプリンターは私も持っていて、結局何で選んでいるかという、本体の性能はもちろんなんですけれども、ランニングコストがやっぱりなるべくかからないようなものというのを普通、最近はそうなっているんじゃないかなという、結局本体が安くてもランニングコストがすごく高いということになりますと、果たしてそれが経済的にどうなのかということを考えるように皆さんなっているんじゃないかなというふうに思うんですね。ですから、これはもう大分前に設置されたものということですから、今論議してもどうすることもできない側面はあると思いますけれども、ただ、今後こういうものを、特に非常に高価なものを入れて、しかもメンテナンスというのがどうしてもかかる、毎年非常にかかってくるかという場合は、やっぱりその点も、いつ入札とか契約するかというのは別にしまして、そのメンテナンスするときのね、というのは別にしましても、やっぱりその辺もある程度参考として情報として持っておられたほうが、より経済性のあるポンプだったらポンプというものを購入することができるようになるんじゃないかなというふうに思うんですね。もう 1 点なんですけれども、この雨水用のポンプということなんですけれども、これが日本に限定してでいいと思うんですけれども、何社ぐらいこういうことができる、こういう設備をつくれるんですかね。

説明員 ちょっと正確には分からないんですけれども、●●●とか、それから●●●とか、そういった大手でしか多分できないポンプだと思います。

委員会 ●●●も、そういう意味では大手かなと。

説明員 大手ですね。

委員会 分かりました。どうもありがとうございます。そうしましたら、案件としては最後になりますけれども、5 件目ということです。令和 3 年度防災備蓄品購入事業ですけれども、これについて事務局のほうからご説明をお願いします。

⑤ 令和 3 年度 防災備蓄品購入事業

入札方式	：	指名競争入札（予定価格 事後公表）
種別	：	物品購入 百貨・日用品類
指名通知	：	令和 3 年 12 月 2 日
入札開札	：	令和 3 年 12 月 10 日
入札参加業者数	：	6 者（うち辞退業者 1 者）
予定価格（税込）	：	4,196,880 円
契約金額（税込）	：	2,437,992 円（落札率：58.09%）

事務局 それでは、事務局より 5 件目の抽出事案についてご説明いたします。件名につきましては、令和 3 年度防災備蓄品購入事業でございます。入札方式につきましては指名競争入札、予定価格につきましては事後公表、業種につきましては物品購入、百貨・日用品類でございます。場所については、亘理町字悠里 1 番地 2、亘理町防災倉庫でございます。概要でございますが、防災備蓄品購入事業、亘理町防災備蓄計画に基づき、災害時に必要となる飲食料品を購入するものでございます。アルファ米、白米（50 食／箱）66 箱（3,300 食）、きのこご飯（50 食／箱）40 箱（2,000 食）、ドライカレー（50 食／箱）40 箱（2,000 食）、飲料水（災害用 5 年保存水）（24 本／箱）750 箱（1 万 8,000 本）。入札参加資格につきましては、亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、物品・役務等の参加資格認定を受けていることでございます。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、同業種における当該事業の実績のある業者を選定しております。「亘理町指名競争入札参加指名基準」第 3 条の規定により、亘理町入札参加資格者名簿に登載されている者の中から物品・役務等の参加資格認定を受けている者を指名することでございます。指名基準といたしましては、「亘理町指名競争入札参加者指名基準」第 5 条の規定による当該入札に必要な指名業者数、5 者以上（設計金額 1,000 万円未満）を対象としております。指名業者数につきましては 6 者、入札者数につきましては 5 者、辞退者数 1 者となっております。最低制限価格の設定はございません。予定価格につきましては税込み 4,196,880 円、契約金額につきましては税込み 2,437,992 円、落札率が 58.09%でございます。

委員会 どうもありがとうございます。

委員会 本件に関しては、一番落札率が低い、今回の案件の中で低かったわけですがけれども、まず、この予定価格の算定方法について教えていただきたいと思います。

説明員 こちらの算定の積算根拠につきましては、3 者から参考見積りの提出をお願いしまして、その中の一番低い金額の提示のもので設計をしております。

委員会 その 3 者というのは、今回指名したこの 6 者の中に入っている。

説明員 この中に 3 者とも入っております。

委員会 結局、その見積りを出した段階では高い金額入れて、入札の段階では価格を落とすということが今回も行われている結果、結局この落札率が低くなるということだと思わなければならない、何か、そういう予定価格の設定の仕方というのが意味があるのかどうかというところがちょっと前から私は疑問ですがけれども、そういうやり方しかないのですかね。

事務局 基本的に、公共工事だったりそういったものにつきましては積算基準等が明確に示されておりますので、そういったものにつきましてはある程度予定価格の積算根拠というのは町側である程度把握できるんですけれども、ただ、こういった物品購入だったり、役務の提供、業務委託等の業種につきましては、やはり市場価格を把握する目的として、やっぱり見積り徴収をして、そちらの金額を参考にするしか、方法は今のところないのかなというところで考えておるような状況でございます。

委員会 分かりました。

委員会 ちなみに、本件については 3 者から見積りを一応取って、参考にするためにということだったと思いますけれども、その 3 者が入れた金額というのは、やっぱり見積価格に近か

ったということになるのですか。常識的に考えれば近いだろうというふうに思うのですけれども、でも、結果的に予定価格が結構、予定価格の6割分くらいしかかかっていないんですよ。そうすると、せっかく3者取って、ある程度の目安というものを念頭に置いて予定価格の設定とかが行われたはずですよ。それとこれだけ違ってくのが不思議だなというふうに、常識的に考えてちょっと不思議かなというふうに思うのですけれども、その点はどうしてこういう結果になったかはご説明できますか。

説明員 おっしゃるとおりで、参考見積りの段階のときでも、もちろんこちらも経過等の確認をした上で参考見積りをお願いをさせてもらって、大体値引き率は同様ぐらいで参考見積りは出てきておりました。それに伴って、その中でも一番価格が低いところとか、その金額を採用した上で、予定価格、設計という形を取ったんですけれども、実際入札の段階では、やはり各業者さんとも、かなりそこからさらに値引きをしてきたという結果だけというような状況になっております。

委員会 参考価格として出してもらった価格は、恐らくその価格では落札できないということで、皆さん頑張ってそれを圧縮させた価格を入札金額という形になったということですね。

説明員 もう1点考えられる理由がありまして、今回は保存食、アルファ米と、あと5年保存の飲料水ということで、参考見積りの段階では、こちらから両方とも品名を指定した上で箱見積りを出してもらっているんですけれども、アルファ米については仕様書の中では品名指定なので見積書どおりのものなんですけど、水については基本的には市販されている5年保存という基準さえ守ってもらえれば水の種類は変えていいですよというような仕様を持っていきましたので、その部分が価格をさらに下げることにつながったというふうには、担当としては考えております。

委員会 分かりました。あとは、これはちょっとこの入札監視委員会で聞くことではないのかもしれないんですけれども、個人的に関心があるのでできれば教えていただきたいと思うんですけれども、こういうのは賞味期限とかがありますよね。あるいは消費期限とかというのがありますので、それは、この宮城県のように災害の多いところでは定期的にこれはやっぱり消費期限とかが来ることを見越して、結局は定期的にいろいろ更新のような形になるんでしょうか。そんな形になると思いますが、そういった場合に、賞味とか消費の期限が来る前に、結局はそれを何らかの形で、例えば誰かに配るとか、そういうことが必要になってくるかと思いますが、そういうのは何かやっぱり町民に対してそのものをお金は取らないであれするのか、私ちょっとよく分からないのですけれども、システム上どういうふうな仕組みで回しているのかなということですが。

説明員 今回、5年保存ということで、亘理町備蓄計画上の5年のローリングをかけながら備蓄をしていくというそもそも計画を持っておりましたので、令和3年度も5年の保存をということで、当然以前買ったものとかはいずれ期限を迎えるものというのがありますので、そちらについては、町内一斉の防災訓練ですとか、そういったもの等で参加者に配ったりとか、あとは学校で防災教育というのにはちょっと、無理にこじつけている部分もあるんですが、基本的には無駄にしないような形で町民の方にお配りをするとかということって、なるべく廃棄は出ないようにというような形ではやっております。

委員会 恐らくそうなんだろうという、どうもありがとうございます。そのほか、最後の5件目、何かございますでしょうか。無いようですので、それでは、これから意見・具申等を行うかどうか等も含めて審議させていただきますので、席を外していただければというふうに思います。

委員会　それで、これまでのこの入札監視委員会での意見等を踏まえていろいろ改革してきたということを確認することができて、我々にとっても非常に有意義でした。時間がたって、いろいろなところが前に向かって進んでいるなということを感じることができましたので、冒頭にも申し上げましたけれども、非常に心強く思っております。

それで、審議に関してですけれども、やはり皆さん非常に努力していただいている姿というのは、我々の目にもきちんと映っております。それで、意見の具申という形ではなくて、今後こういうことについても努力していただければという我々の気持ちです。それを2点ほどお伝えさせていただきたいと思います。

今日問題になったことですが、結局は、2件目、3件目のところで問題になりましたけれども、やはり入札の時期の問題ですね。それから、どの地域の本店とか支所にするのかということですね。その辺の対象の選択の問題、非常に難しい問題だとは思いますが。しかしながら、やはり競争性を確保する、公正な入札を行うというのがこの委員会の目的ですから、そういう観点からすると、やはり競争性、公正性の確保のために、今言った時期の問題とか、それから対象とする地域の問題ですね、そういうものについては、今後とも検討して、よりよい方向に向かって努力していただければというふうに思います。

それから、先ほど最後の案件のところで問題になりましたけれども、結局は本体である機械とメンテナンスの問題ですね。こういうのは今は切り離せないというか、本体の値段だけの問題ではなくて、メンテナンスの問題もやはり念頭に置きつつ、やっぱり入札するということ、あるいは購入するということをやっていかなければならない、そういう時代だと思います。ですから、そういうことも今後の入札においては念頭に置きながら、より効率的な税金の運用等に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

（４．次回抽出者の確認）

佐藤委員長

次第の４になります。次回抽出者の確認ということですので高橋委員になります。次の回は、7月に予定しています。あとは事務局の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（５．その他）

事務局（管財班主事）

次第の５、その他ですが、皆様から何かございませんか。

（６．閉　会）

事務局（管財班主事）

それでは第６の閉会に移りたいと思います。次回の第１１回入札監視札委員会は２月頃の開催を予定しております。メール等で日程を調整し、開催日を決定させていただきます。以上で第１０回亘理町入札監視委員会を閉会いたします。本日は長時間ご協力いただきましてありがとうございました。

以上